

理事・監事及び評議員・評議員選任解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なでしこ会の理事・監事並びに評議員・評議員選任解任委員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

(監事の報酬)

第3条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

(役員勤務報酬)

第4条 理事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができるものとする。

(適用除外)

第5条 事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附則

1. 平成29年4月1日より施行する。
2. 平成29年12月1日改定。

別表1(日額)

名称	報酬(税別)
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円
評議員選任・解任委員出席報酬	5,000円

別表2(日額)

名称	報酬(税別)
監事監査指導報酬	10,000円

別表3(日額)

名称	報酬(税別)
理事業務報酬	5,000円